

いわき市小中学校 業務改善方針

(令和 7 年度～令和 11 年度)

業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 4 月改定
いわき市教育委員会



目 次



ページ

はじめに	1
I 基本理念と目標	2
II 基本方針	3
III 計画期間	4
IV 具体的な取組み	5
1 時間外勤務の削減を意識した働き方	5
2 業務の削減と分業化	6
3 業務の効率化	9
4 学校の業務環境の改善	10
5 保護者・地域住民の理解醸成	12



はじめに



平成31年1月の中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」を受け、教職員の長時間労働の是正や働き方の改革等に、国をあげた取り組みが始められて6年が経過しました。その間、コロナ禍への対応もありましたが、令和5年5月に、新型コロナウイルス感染症が第5類に移行され、学校の教育活動も大きな制限をすることなく、実施されるようになりました。

コロナ禍がもたらした学校教育活動への影響は大きなものでしたが、このことによって、改めて教育活動の精選やスクラップアンドビルドの必要性も高まり、5類移行後の教育活動については、単に以前の状態に戻すのではなく、教育活動の精選に加えて、実施方法や内容についても検討を加えるなど、各学校において、今までの教育活動に対する積極的な見直しが進められてきました。また、教職員の業務改善の一環として運用が開始された校務支援システムも軌道に乗るとともに、各学校の創意工夫により、ICT機器を活用した業務改善も見られるようになりました。

このように、各学校において様々な工夫や努力が行われてきた結果、教職員の働き方改革に対する意識は高まってきています。しかし、教職員の時間外勤務について、その目標の時間と現状を比較した場合、まだまだ厳しい状況となっています。また、各学校が抱える教育課題は依然として多く存在し、それらに対応する時間が、本来力を注ぐべき時間（児童生徒に向き合う時間、授業の教材準備等の時間、指導力向上に向けた研修の時間等）を圧迫しているのが実情です。

学校が児童生徒にとって安心して学び、生活する場であるために、教職員が健康に働くとともに、ゆとりを持って児童生徒と向き合い、自ら研鑽に励む中で資質・能力を高め、次代を担う児童生徒に「生きる力」を育んでいくことは、教職員が本来果たすべき役割であり責務です。これを達成させるために、福島県教育委員会において、平成30年3月に「教職員多忙化解消アクションプラン」、令和3年に「教職員多忙化解消アクションプランⅡ」（令和4年2月に改定）、令和6年2月に「教職員働き方改革アクションプラン」（令和7年2月改訂）が策定されました。

更には、令和7年6月の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部改正等を踏まえ、「教職員働き方改革アクションプラン（業務量管理・健康確保措置実施計画）」（令和8年2月改訂）が策定されました。

いわき市教育委員会としても、国や県の動向を踏まえ、いわき市教職員の多忙化解消検討委員会における協議等をもとに、小中学校における業務改善方針を策定し、教職員の働き方改革に向けて取り組んできたところです。今回、これまでの成果や課題をもとに、保護者及び地域の皆様のご理解とご協力を得ながら、さらなる学校の業務改善を推進するために、いわき市小中学校業務改善方針（業務量管理・健康確保措置実施計画）と改定しました。

令和8年4月 いわき市教育委員会



I 基本理念と目標



《基本理念》

学校における業務や教職員の働き方を改善し、教職員が健康に働くとともに、自ら研鑽に励み資質・能力を高めるとともに、一人一人の子どもにじっくり向き合う時間を確保し、次代のいわきを担う「生きる力」を身に付けた子どもを育成します。

《目 標》

本方針の「IV 具体的な取組み」に明記した事項が確実に遂行され、学校現場における業務改善が進むことで、教職員が健康に働くとともに、いわき市教育委員会が別に定める教育職員の在校等時間の上限に関する方針に沿って学校が適正に運営されることを目標とします。

時間外勤務時間については、いわき市公立学校管理規則第18条の2「時間外在校等時間及び月数の上限」及び福島県教育委員会が策定した「教職員働き方改革アクションプラン（令和6年度～令和11年度）（業務量管理・健康確保措置実施計画）」の目標に準じ、次の4つを目標とします。

- (1) 仕事と私生活を両立できていると感じる教職員の割合を80%以上にする。
- (2) 授業の準備や自己研鑽のための時間を確保できていると感じる教職員の割合を80%以上にする。
- (3) 全教職員の時間外勤務を月45時間以内かつ年360時間以内にする。
- (4) 児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加があった場合でも、時間外勤務時間が80時間を超える教職員をゼロにする。

※ いわき市公立学校管理規則第18条の2第2項において、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間について、次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とすると規定しています。

- ① 1月について100時間未満
- ② 1年について720時間
- ③ 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において1月あたりの平均時間について80時間
- ④ 1年のうち1月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6月



Ⅱ 基本方針



1 市教育委員会が取り組むべきこと

本方針に基づき、次の4つの観点から具体的な取組みを推進します。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 時間外勤務の削減を意識した働き方(2) 業務の削減と分業化(3) 業務の効率化(4) 学校の業務環境の改善 |
|--|

平成31年の中央教育審議会答申で示された「学校・教師が担う業務に係る3分類」において示された、

- ① 基本的に学校以外が担うべき業務
- ② 学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務
- ③ 教師の業務だが、負担軽減が可能な業務

について、学校以外の組織・団体等への協力要請や教師以外の担い手の確保、業務自体のスクラップアンドビルドの推進などを通して、学校や教師に課されている過度な業務負担の軽減が図れるよう、具体的な取組みを推進します。

2 各学校が取り組むべきこと

本方針に基づき、管理職を含む教職員一人一人が自らの業務を見直し、一体となって取り組んでいくために、次の取組みを推進します。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 教職員の働き方を改善する項目を盛り込んだ学校の経営方針の設定(2) 一部の教職員に業務が偏ることのないよう校務分掌の見直し(3) 伝統として続いている行事等について、必ずしも必要ではない業務の削減(4) 本来家庭や地域社会が担うべき業務の削減(5) 教職員間における業務の見直しと削減する業務を洗い出す機会の設定 |
|--|

各学校において、上記(1)～(5)の取組みを推進するにあたり、次の点を考慮して、具体的な取組みを推進します。

- ① 自校が抱える課題や学校を取り巻く環境等を踏まえた上で、学校としての考え方や具体的に取り組む内容を明らかにする。

- 
- ② 学校として具体的に取り組む内容を検討する際には、保護者や児童生徒、地域住民等の意見や考えを聴取する機会を設定するなど、保護者や地域住民等の理解と協力を得ながら進める。
 - ③ 教育課程に位置付けられている学校行事については、学校及び学校を取り巻く環境等の変化を踏まえ、行事の実施方法の見直しや継続の可否等について検討する。
 - ④ P T Aや地域の諸団体等が主催し、学校が協力して実施する行事等については、教職員の体制や児童生徒数の変化など、学校の現状を踏まえた上で、行事等の実施方法の見直しや継続の可否、学校の協力の在り方などを検討する。
 - ⑤ 学校の現状や課題、それらに対する学校としての考え方や具体的な取組みについて、保護者や地域住民等に対し積極的に情報を発信し、理解と協力を得ながら推進する。

Ⅲ 計画期間



1 計画期間 令和7年度から令和11年度までの5年間

2 進捗管理

(1) 目的

市教育委員会及び各学校の取組状況を確認することで、これまでの取組みについての成果や課題を明らかにし、その後の業務改善の推進に生かす。

(2) 実施時期 毎年12月

(3) 実施方法

① 12月から1月までの期間において約1ヶ月の回答期間を設定し、オンラインによるアンケート調査を実施する。

② 回答者は管理職として、次の5項目について回答する。

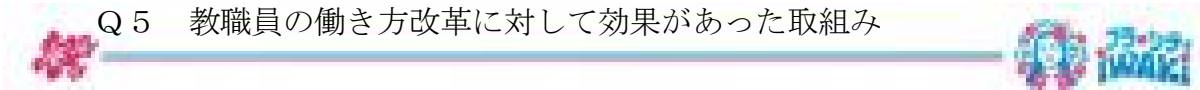
Q1 教職員の働き方改革を改善する項目を学校経営に反映させているか

Q2 業務削減に向けて教職員による見直しの機会を設定しているか

Q3 「基本的に学校以外が担う業務」「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」を削減できたか

Q4 Q3で削減できた具体的な業務

Q5 教職員の働き方改革に対して効果があった取組み



＜令和５年度に実施した進捗管理に係るアンケート結果の概要＞

- 1 教職員の働き方を改善する項目を学校経営方針に盛り込んでいる。
小学校 50／60校 中学校 33／38校
- 2 教職員間で業務を見直し、削減する業務を洗い出す機会を設定している。
小学校 57／60校 中学校 37／38校
- 3 「基本的には学校以外が担うべき業務」「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」を削減できた。
小学校 46／60校 中学校 32／38校
- 4 上記3について、削減できた具体的な業務（上位5つ）

＜小学校＞	① 学校徴収金の口座振替・管理	16校
	② 登校指導（あいさつ運動・見守り活動等）	13校
	③ 下校指導（見守り活動等）	13校
	④ 配付物や教材プリント等の印刷等	11校
	⑤ 清掃活動	8校

※ P T Aや地域住民の協力、スクール・サポート・スタッフの配置などによる効果が見られる。

＜中学校＞	① 配付物や教材プリント等の印刷等	9校
	② 部活動指導	8校
	③ アンケートの集計・回答	8校
	④ 清掃活動	7校
	⑤ 消毒作業	6校

※ インターネットの活用、部活動複数顧問制、部活動指導員やスクール・サポート・スタッフの配置などによる効果が見られる。
- 5 教職員の働き方を改善することに対して効果があった取組み（上位5つ）

＜小学校＞	① 学校行事や会議の実施方法・内容の見直し	17校
	② 学校行事や会議等の精選	16校
	③ W E Bフォームによる学校評価やアンケート等の回答・集約	14校
	④ ノー残業デーやリフレッシュデーの実施	11校
	⑤ 校務支援システムの活用	10校

＜中学校＞	① 部活動の複数顧問制	9校
	② スクール・サポート・スタッフの配置	9校
	③ 学校行事や会議等の精選	8校
	④ 学校行事や会議の実施方法・内容の見直し	7校
	⑤ 日課表の見直しや工夫	5校



Ⅳ 具体的な取組み



1 時間外勤務時間の削減を意識した働き方

- (1) 教職員の勤務時間は、「いわき市公立学校職員の勤務時間に関する規則」において、午前8時から午後4時30分までなっていることから、各学校の解錠・施錠時刻について、解錠は午前7時以降、施錠は午後8時までを原則とします。
- (2) 児童生徒の登校時刻について、原則、教職員の出勤時刻以後となるように、保護者や地域への理解と協力を得ながら、日課表の見直しを進めます。
- (3) 教職員一人一人の勤務時間を客観的に把握するために、校務支援システムを用いた出退勤時刻の正確な打刻を徹底します。また、教職員自身が自らのワークライフバランスを意識するとともに、計画的な業務遂行及び休暇取得（管理職も含め、年間12日以上取得）を促します。
- (4) 管理職や市教育委員会が教職員の在校等時間について評価・指導し、勤務時間と健康管理を意識した働き方を推進します。
- (5) ノー残業デーや児童生徒一斉下校日の設定など、各学校における取組みの確実な推進及び実効性のある運用を促します。
- (6) 各学校における部活動（特設部活動も含む）運営のより一層の適正化を図るため、「いわき市立小中学校部活動運営方針」に基づく運営を徹底します。
また、特設部活動等で朝練習を実施する場合も部活動運営方針に則り、適切に休養日を設定するとともに、必要最低限の日数となるよう計画・実施します。
なお、練習開始時刻は校舎解錠後の午前7時以降とし、朝練習の指導に携わった教職員については、退勤時刻後の部活動指導を制限するなど、その負担軽減を図ります。
- (7) 各学校において、働き方改革推進委員会（既存の委員会を兼ねても可）を組織し、各学校の実態に応じた業務改善策を教職員が提案できるようにし、全教職員の共通理解のもと、実施可能なものから実践します。
- (8) 全ての教職員に勤務時間を意識した働き方の浸透を図るため、市総合教育センターにおける教職員研修に働き方改革に係る項目を取り入れます。
- (9) 管理職研修等を通して学校管理職のマネジメント能力の伸長を図るとともに、教職員人事評価制度を活用して各学校での取組みの推進を図ります。

＜学校における取組みの視点＞

- ① 業務改善や教職員の働き方改革が学校の教育活動の改善につながられるよう、校長は学校経営方針に教職員の働き方に関する項目を盛り込む。



- ② 週1回程度の児童生徒一斉下校日を設定したり、定期的に全教職員の定時退勤日を設定したりするなど、退勤時刻の意識化を図る。
- ③ 業務削減や効果的な協働体制の構築を図るなど、校務分掌の見直しを継続する。

※ 単に在校等時間の縮減を求めるのではなく、教職員一人一人が自身の業務の効率化や仕事率の向上を図っていくことが重要である。そのために、管理職が教職員との面談等を通して、多忙化につながっている業務について、その課題を共有したり、教職員がやりがいをもって業務にあたれるよう支援したりすることが必要である。

また、教員の仕事の魅力を再発見するため、校内研修等による若手教員や中核となる教員の育成など、教職員どうしが連携・協働できる組織づくりを進めるとともに、ワークライフバランスを重視する職場の風土を醸成することが大切である。

2 業務の削減と分業化

(1) 人的な配置によるサポートの強化に努めます。

- ① 教頭マネジメント支援教員の配置（県費） ※R8年度は植田小・菊田小
県教育委員会と連携し、一部の学校に対して、校務運営の経験が豊富な管理職退職者等を、教頭マネジメント支援員として配置します。
- ② 部活動指導員の配置（国・県・市費）
学校規模や校務分掌の状況など、学校の実態等に応じて、部活動指導員の継続的な配置に努めるとともに、段階的な増員について検討します。
- ③ 学校司書の配置（市費）
学校図書館の蔵書整理をはじめとした読書環境の整備を進め、児童生徒の読書活動を推進するため、引き続き学校司書を全小中学校へ配置するとともに、学校司書の資質向上を図る研修を実施します。
- ④ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの派遣（国・県費）
県教育委員会と連携し、学校からの要請に応じ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣します。
- ⑤ 非常勤学校事務職員の配置（市費）
教職員の事務処理の負担軽減や学校事務の効率化を図るため、大規模の小中学校に対して、引き続き非常勤事務職員を配置します。
- ⑥ 支援員の配置（市費）
特別支援学級において、学級担任のみでは安全確保が困難である場合等、引き続き支援員の適正な配置に努めるとともに、支援員の資質向上を図る研修を実施します。
- ⑦ スクール・サポート・スタッフの活用（県費）
小中学校におけるスクール・サポート・スタッフの適正な活用に努めるとともに、県教育委員会へ継続的な配置を要望します。
- ⑧ 学校運営に係る法律相談体制の運用（市費）
学校で発生する様々な問題に関し、学校が弁護士に相談し、法的な見地から助言を得たり、弁護士等からの専門的な研修を実施したりすることで、様々なトラブルによる学校の負担を軽減するとともに、教職員の課題等への対応力の



向上を図ります。

(2) 各学校への送付文書を精選するとともに、送付方法を工夫します。

① 送付文書の精選

児童生徒対象の各種コンクールや作品募集等の外部からの依頼・案内については、全ての学校に送付する必要がある場合のみ、文書で送付します。

② 送付方法の工夫

上記①以外については、職員ポータルに掲示板を活用して案内します。各学校では案内を確認し、文書受付及び児童生徒への配付について判断します。

(3) 部活動の負担軽減に努めます。

市教育委員会は、「いわき市立小中学校部活動運営方針」に沿って、部活動の適正化に取り組みます。

① 各種関係団体との連携

継続的に各種関係団体等と連携し、市・方部レベルの大会等（各種運動競技の大会やコンクール、イベント等）の開催の精選や実施時期の見直し等を要請します。また、各種団体が企画する作文や絵画等のコンクールの応募方法について、学校が集約することなく児童生徒が直接応募できるように要請します。

② 保護者・地域住民等への周知等

「いわき市立小中学校部活動運営方針」について、保護者をはじめ関係者への周知を図るため、市教育委員会のホームページに当該方針を掲載するとともに、毎年4月に市教育委員会から学校を通じて保護者宛に文書を配付します。

また、学校においては、学校の部活動運営に対する保護者や地域住民の一層の理解と協力を得られるよう努めます。

③ 各学校の取組状況の確認と諸課題の調整

各学校の部活動運営について、必要に応じて学校関係者等で組織する「部活動適正化会議」等を開催し、学校が抱える部活動に関する諸課題について共通理解を図り、それらの調整及び解決を図ります。

④ 研修の計画・実施

部活動指導員を含む部活動顧問等を対象とする部活動指導に係る適切な指導の在り方等について、研修を計画し実施します。

(4) 部活動地域展開を進めます。

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月 スポーツ庁・文化庁）を受け、市教育委員会としての現状や課題等を踏まえながら、部活動の地域展開を進めていきます。

① 部活動地域展開推進検討委員会の設置

教育委員会関係各課及び関係する諸団体の代表で構成される標記検討委員会を令和6年度に設置し、部活動の地域展開における現状や課題を共有し、いわき市ならではの部活動地域展開を推進します。



② 地域展開モデル事業の推進

令和9年度以降の週休日及び休日の部活動地域展開に向けて、その課題等の検証を行うために、標記事業を令和6年度から実施しています。

ア 実施方法 派遣型、イベント型、地域連携型 など

イ 想定種目等

運動部：サッカー、ソフトボール、バスケットボール、陸上、剣道、水泳、テニス、卓球 など

文化部：合唱、美術、情報処理、パソコン など

(5) 担任制の在り方や授業の持ち時間数等の見直しを進めます。

各学校において、複数担任制や学年担任制など、担任制の在り方を見直すことで、学級担任の業務を適切に分担します。また、授業の持ち時間数や授業準備にかかる時間などを考慮し、授業負担の均等化を図ります。

(6) 学校給食費徴収業務に係る負担軽減について検討します。

教育委員会が学校給食費の徴収を直接行うことについて検討します。

<学校における取組みの視点>

(1) 学校行事等の見直し・精選

学校行事は学習指導要領特別活動に示されているものを基本とし、慣例的に実施されているPTA行事や地域行事への参加等については、これまでの経緯や歴史を踏まえた上で、学校や地域、児童生徒の実態に沿って、教育的効果を十分に検証するなどして、見直しや精選を図る。

～見直しや精選を行う際の留意点～

① これまで実施されてきた学校行事等の歴史的な経緯や開催に協力をいただいていた地域住民及び保護者、関係機関などの思いを踏まえ、精選を行う際には、保護者や地域の理解と協力を得る。

② 学校行事やPTA行事及び地域と連携して行う行事等について、その実施方法や実施内容、実施期日・時間について見直すとともに、週休日以外での開催についても検討する。

③ 行事を担当する教職員を複数配置し、役割分担を明確化する。

④ 学校行事等の実施にあたっては、教育的効果を担保しつつ、効率的な企画・運営とする。また、他の教育活動において補完可能であるかを検討する。

⑤ 児童生徒の実態に合わせ、隔年実施とするなど、見通しを持って計画する。

⑥ PTA主催の行事については、企画段階から児童生徒及び保護者、教職員の意見や要望などを十分に踏まえ、保護者や教職員への過度な負担とならないよう配慮する。

(2) 諸表簿の工夫と精選

統合型校務支援システム上で統一された表簿及び市教育委員会で各校に配付している表簿を除き、法定表簿や初任者研修などの法定研修の記録などについては、他の表簿との統合や形式及び内容の精選・簡略化などを行い、表簿作成上の負担軽減を図る。

例) 週案の簡略化、学級経営誌と生徒指導記録簿の統合、通知票の電子化 など



3 業務の効率化

- (1) 各種調査等の精選・精査を図ります。

市教育委員会からの調査等について、その精選・精査を図ります。また、国・県からの調査等についても、提出期限の調整や提出方法の工夫等により、学校の負担軽減を図ります。

- (2) 学校事務の共同・連携を推進します。

学校事務の共同・連携に係る協議や研修の機会を適切に設定し、学校事務の共同・連携の効率的・効果的な推進に努めます。

- (3) 統合型校務支援システムの効果的な運用を推進します。

教員が行う出席簿、指導要録、週案、通知票の記入等の事務的業務の負担軽減を図るため、統合型校務支援システムの効果的な運用により、効率的な事務の推進を徹底します。

- ① 勤務時間管理は、校長や市教育委員会に求められる責務であり、業務改善を進める基礎として、統合型校務支援システムを適切に運用し、教職員の勤務時間管理を徹底します。

- ② 統合型校務支援システムの運用により、公簿や通知票等の電子化を推進し、事務の効率化を図ります。また、紙での提出物の削減に努め、文書作成や提出等の事務の効率化・高速化を図ります。

- (4) 欠席連絡等の簡素化（デジタル化）に努めます。

- ① デジタル化により、朝の電話による業務の中断がなくなり、業務に集中できる環境が整えられるため、各学校において、LINE 市役所の欠席等学校連絡機能やWEBアンケートフォーム（Google フォームや Microsoft Forms）のツールなどの活用を進めます。

- ② 電話による欠席連絡が必要な場合には、午前7時30分から午前8時の間に電話をするよう、保護者に周知し協力をお願いします。

<学校における取組みの視点>

- (1) 家庭訪問の工夫

児童生徒の生活環境の確認や保護者との相談等、家庭訪問ならではの意義を踏まえ、進級に際し、学級担任が継続した場合などは、保護者の希望を把握した上で訪問時間を短縮するなど、各学校の実態に応じて工夫する。

- (2) 校内における会議等の精選及び実施方法の工夫

各種会議を統合して精選したり、会議等の参加者・回数・内容を絞ったりするなど、会議等の実施方法について工夫する。

例1) 職員会議に提案する内容について、企画委員会等で事前に協議する場合、職員会議当日においては、全体での共通理解が必要な事項のみ説明を行う。



例２） 学年打合せや教科部会等、部門単位の会議を「スタンドミーティング」（参加者が立ったまま１回当たり１０～１５分で終わらせる会議）で行う。

(3) 集金業務等の工夫

集金事務等を学級担任のみが行うのではなく、学級担任外の教員や事務職員が、学校の実態に応じて学校・学年一括で行うなどの工夫を行う。また、保護者の意向や学校の実態を踏まえながら、口座引き落としや振り込みに変更する。

4 学校の業務環境の改善

(1) 学校の解錠・施錠の分業化を進めます。

学校や地域の実態に応じて、学校ごとに複数の教職員が交代で校舎の解錠・施錠を行うことにより、教頭の業務負担の負担軽減を図ります。

(2) 長期休業中の学校閉庁日を継続して設定します。

① 教職員が長期に休暇を取得しやすい環境作りを進めるため、長期休業中の８月９日から８月１６日までの期間の勤務日を学校閉庁日とし、その期間の前後の週休日と合わせて、原則として業務や部活動指導は行いません。

② 上記①の期間中または直後に大会等があり、やむを得ず部活動を行う必要がある場合には、校長の判断により部活動を実施可とします。ただし、部活動以外の業務は実施不可とします。

③ 上記②で部活動指導に携わった教職員については、別日に休暇日を設けるようにします。

(3) 留守番電話の効果的な運用を推進します。

① 勤務時間外及び週休日等の電話対応業務を軽減するため、留守番電話の運用を継続します。

② 留守番電話の具体的な設定時間は、各学校の教育課程や時期等を踏まえて、各学校において適切な時間を設定し、各学校で保護者に周知します。

(4) 教職員のメンタルヘルス対策を推進します。

長時間勤務者が希望する場合には、医師による面接指導を実施します。また、教職員全員がストレスチェックを実施し、効果的に運用します。

(5) 市総合教育センターにおける教職員研修の見直しを図ります。

① 教職員研修については、教職員の資質能力の向上を図る上で重要ですが、重複した内容の研修の整理・精選を行うとともに、学校現場からのニーズに応じて適宜見直しを行います。

② 研修報告書等についても、過度な負担とならないよう研修内容に応じて簡素化を図ります。引き続き、実施時期についても調整を図り、教職員がまとまった休暇を取りやすい環境にも配慮します。



＜学校における取組みの視点＞

- (1) 地域の各種団体等主催行事の見直し
地域の各種団体等主催行事の運営を慣例的に教員も担っている場合、主催団体関係者等と十分に意見交換を行い、運営から教員を除くなどの見直しを行う。
- (2) 関係機関等との連携強化
 - ① 学校だけでは解決できない問題等の対応に当たっては、児童相談所や地区保健福祉センター、警察署、スクールソーシャルワーカー、弁護士等との連絡を密にし、連携を強化する。
 - ② 登下校の子どもの見守りなど、地域住民等との連携を密にする。

5 保護者・地域住民の理解醸成

- (1) 教職員の勤務時間について、保護者や地域住民の理解と協力を図ります。
 - ① 教職員の勤務時間は午前8時から午後4時30分であることを、学校だよりやPTAの諸会議等において保護者や地域住民に周知し、教職員の時間外勤務の削減に対する取組みへの理解と協力を図ります。
 - ② 児童生徒の登校時刻について、午前7時30分以降となるよう、保護者や地域住民、見守り活動に係る関係諸団体に、理解と協力を図ります。
- (2) 教職員の働き方改革に係る取組みについて、積極的に情報発信していきます。
 - ① 教職員の長時間勤務や多忙化解消に係る市教育委員会及び各学校の取組み状況について、ホームページや学校だより等を通して、適宜、保護者や地域住民に情報発信を行っていきます。
 - ② 市内小中学校の教職員の在校時間の状況を把握し、毎年度、定例の教育委員会や総合教育会議において報告します。

